

別紙

## 福祉サービス第三者評価の結果

### 1 評価機関

名称： コスモプランニング有限会社	所在地： 長野市松岡1丁目35番5号
評価実施期間： 平成29年7月5日から平成29年11月15日まで	
評価調査者（評価調査者養成研修修了者番号を記載） B15019、B16021、050482	

### 2 福祉サービス事業者情報（平成29年 9月現在）

事業所名： （施設名） 八雲日和	種別： ①就労継続支援B型 ②生活介護	
代表者氏名： （管理者氏名） 理事長 和田 恭良 所長 板倉 吉子	定員 ①（利用人数）：25名(21名) ②（利用人数）：25名(24名)	
設置主体： 社会福祉法人 長野県社会福祉事業団 経営主体： 社会福祉法人 長野県社会福祉事業団	開設（指定）年月日： 平成18年4月1日	
所在地：〒389-1105 長野県長野市豊野町豊野1635-1		
電話番号： 026-257-5229	FAX番号： 026-257-5279	
ホームページアドレス： <a href="http://park2.wakwak.com/~yagumo">http://park2.wakwak.com/~yagumo</a>		
職員数	常勤職員： 13名	非常勤職員： 0名
	兼務職員： 4名	
専門職員	（専門職の名称） 名	
	・生活支援員 9名	・目標工賃達成指導員 1名
	・職業指導員 2名	・サービス管理責任者 1名
	・看護師 1名	
施設・設備 の概要	（設備等） （就労継続支援B型） ・食堂多目的ルーム…1室 ・作業室…3室 ・相談室…1室 ・便所…5室	（生活介護） ・支援室…2室 ・多目的ルーム…1室 ・シャワー室…1室 ・洗面所…1室 ・医務室…1室 ・相談室…1室 ・便所…3室 （ほのぼのハウス） ・食堂…1室 ・作業室…2室 ・多目的室…1室・洗面所…1室 ・相談室…1室 ・便所…2室

### 3 理念・基本方針

- 社会福祉法人長野県社会福祉事業団の理念  
誰もが笑顔で輝く社会を創造します
- 社会福祉法人長野県社会福祉事業団のキャッチコピー  
夢・情熱・連携が織りなす豊かな暮らし

#### ○社会福祉法人長野県社会福祉事業団の経営方針

- (1) 事業団は、利用者及び地域住民から信頼され選ばれる法人を目指します。
- (2) 事業団は、働き甲斐のある職場作りに努めます。
- (3) 事業団は、自立的経営基盤の確立を目指します。

#### ○八雲日和運営方針

利用者の人権を尊重し、一人ひとりに合った支援を基本に、日々の生活が健康で豊かな暮らしが送れるように努めます。

## 4 福祉サービス事業者の特徴的な取り組み

障がい者に対する福祉サービスは長い間「措置制度」という仕組みが継続されてきたが、社会福祉の基礎構造改革という流れの中で、平成 18 年に施行された「障害者自立支援法」により、障がい者一人ひとりにあったサービスを提供するという仕組みに変わり、その後、平成 25 年 4 月 1 日に「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(通称：障害者総合支援法)」が施行された。また、3 年毎の見直しにより平成 28 年 5 月 25 日付でこの法律の一部が改正され障がい者の地域での生活を支える仕組みが強化され、高齢の障がい者が介護保険サービスを利用しやすいようになった。

障害者自立支援法から障害者総合支援法への変更の主な要点として、法に基づく日常生活・社会生活の支援が共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを新たに掲げている。また、障がい者の範囲も「制度の谷間」を埋めるべく、障がい者の範囲に難病等を加え、これにより、難病患者等で症状の変動などによって身体障がい者手帳を取得できない一定の障がいのある人に対しても障がい福祉サービスの提供が可能となった。更に「障害程度区分」についても、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改められ、重度訪問介護の対象拡大、共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化、地域移行支援の対象拡大、地域生活支援事業の追加などが盛り込まれている。

法律の名称は障害者総合支援法になったがその基本的な構造は障害者自立支援法と同じで、「自立した」の代わりに「基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい」と明記され、障がい福祉サービスに係る給付に加え、地域生活支援事業による支援を追記しそれらの支援を総合的に行うこととされている。障害者総合支援法の基本理念には障がいを持つ人が仕事をし、自分で選んだ場所や人と住むことができ地域の人々と一緒に暮らしていけるように支援していくということが掲げられている。

こうした流れの中、当事業所「八雲日和」は平成 18 年 4 月に通所授産施設「八雲作業所」として開設され、また、平成 19 年 4 月には「八雲日中活動支援センター」を開設、平成 23 年 1 月、「八雲作業所」と「八雲日中活動支援センター」を新事業体系の多機能型事業所へ移行し現名称に変更し、平成 26 年 8 月、従たる事業所として生活介護「ほのぼのハウス」が開設された。更に、平成 28 年 4 月には就労継続支援 B 型事業所「うどん・おやき工房 さくら」を豊野町内の中心部に新築移転した。

現在、地域のニーズに合わせ就労継続支援 B 型 1 事業所 21 名と生活介護 2 事業所 23 名の合わせて 44 名の利用者が通う多機能型事業所として運営されている。法人長野ブロックの母体ともいえるべき障がい者支援施設や共同生活援助事業所(グループホーム)、地域生活支援事業所(相談)等を通じて地域の人々との間に厚い信頼関係が築かれており、また、生産活動等を通じ認知度も高まり地域に根付いている。

事業内容のうちの就労継続支援 B 型は「働くこと」に大きな夢を抱いている利用者一人ひとりが持っている力を十分に発揮できるよう目標を設定し、日々、それに向かって取り組むことにより達成感や充実感が得られるように支援を行うもので、当事業所でも利用者の体力や健康状態に配慮しつつ、充実した日々を送れるように支援している。業務内容としては、現在、うどん・おやきの製造販売、ドライフーズ製造販売・農作業、地域の企業からの業務請負や資源回収など、地域密着型の受託作業に励んでいる。

また、生活介護は障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援するため事業所への通所により創作活動や生産活動等を行い、心のリフレッシュを図ると共に自らの精

神的パワーを向上できるようにしており、現在、若い利用者を中心とした「八雲日和」本体の事業所と高齢となりつつある利用者向けの「ほのぼのハウス」の2事業所を展開している。

法人として平成29年度からの5ヵ年計画としての第3次長期構想が推進されており、それを受け長野ブロックでは第一の重点施策として「ライフステージに応じた一貫性のある支援体制の整備」を進めており、当事業所は児童期、青年期・壮年期、高齢期に分けられたステージの青年期から壮年期の利用者向けに特化した形の生活介護、定期的な納入先の確保による就労継続支援B型の運営の安定などを掲げ、地域貢献活動をより強化し、共生社会の実現に向け、障がいを持つ方が今以上に地域の中で安心・安全に暮らせるように支援していこうと積極的に取り組んでいる。

## 5 第三者評価の受審状況

受審回数（前回の受審時期）	2回目（前回は平成24年度）
---------------	----------------

## 6 評価結果総評（利用者調査結果を含む。）

### ◇特に良いと思う点

#### 1) 利用者の自律・自立生活のための支援

当事業所八雲日和では利用者の自律、自立した生活のための支援に力を入れており、職種間での情報共有と連携を図り、本人や家族を交え個別支援計画に組み込み実践している。

事業所としての業務の手引があり、法人の倫理綱領や事業所としての行動規範などと共に「支援の基本的考え方」の4項目として「エンパワメントを高めます」と明記し、個人の社会的機能と本人自身の内発的な動機により自らの力を向上させ社会生活に反映できるようにし、また、それを促す支援の方法を具体的に計画としてまとめ、職員が共通の理解をもち自己決定できるように一人ひとりに合わせた支援を実施している。

就労継続支援B型事業所「さくら」では一人ひとりの障がいに応じた就労や社会参加から達成感が得られ充実した生活が送れるよう、うどん・おやき・ドライフーズなどの自主生産活動、靴下加工作業・セルフ幹旋作業などの受託活動、必要なマナー・スキルの習得や仕事と余暇の両立などの生活支援に取り組み、また、「八雲日和」と「ほのぼの」の2ヶ所の生活介護事業所では年齢や障がいの状況に沿い、個々のニーズに合わせ、生産活動や創作活動、健康増進活動、レクリエーション活動に取り組み成果を上げている。

#### 2) 法人や長野ブロックの方針と事業所事業計画との連鎖

平成29年度を開始年度とする第3次長期構想の諸施策がしっかりと構築されており、長野ブロックとしても法人の五つの重点施策に則り「ライフステージに応じた一貫性のある支援体制の整備」を掲げ図示化し、今後の方向性を示している。

当事業所でもその趣旨を十分に理解し、生活介護では事業所の見直し、青年期から壮年期の利用者向けに特化することなどを上げ、就労継続支援B型では定期的な納入先の確保などを掲げ今後の事業展開を進めようとしている。

現在、当事業所の生活介護では利用者23名のうち60歳以上が10名と40%以上を占め在籍期間も4.4年となっている。また、就労継続支援B型でも利用者21名のうち60歳以上が9名と40%以上を占め在籍期間も5.6年となっている。

そのような流れの中、当事業所としての「業務の手引き」が作成されており、掲載されている「法人の倫理綱領」や「八雲日和職員行動規範」、「平成29年度八雲日和テーマ」などで法人や長野ブロックとして描く当事業所のあるべき姿が職員にも確実に発信されている。

「平成29年度八雲日和テーマ」は「基盤づくり」で「原点に戻り、私たちの支援の在り方を考え直す」としており、職員個々の目標管理シートと事業所の事業計画がリンクするようになっている。また、職員は法人、長野ブロック、施設内の各種会議や委員会に参画しており意見を述べる場もあり、組織面でもしっかりとした枠組みができており連鎖している。

### 3) 職員の教育・研修の機会の充実

法人の第3次長期構想や事業所の事業計画には適切な支援と障がい福祉に係る見識を高めるために、法人内あるいはブロック内研修、事業所内研修、外部機関が実施する研修会や学習会等に積極的に参加することが掲げられ、実施されている。ブロック内に職員研修委員会があり、研修の最後に受講者のアンケートを取り教育・研修の成果について分析し次年度に向けての年間計画策定時に反映するようになっている。キャリアパス制度の改正がされ、職員の知識・技術などの期待されるレベルについて明確化し、体系的な教育・研修計画にも結び付けている。

職員一人ひとりの知識、技術水準、専門資格の取得状況等については法人として把握されており、各事業所の人員配置にも運用されている。職員は法人の階層別研修、職種別研修等に参加し、また、外部研修等について復命で参加し、報告書の回覧等により情報を共有している。職員の経験年数や習熟度に配慮した研修も個別に実施されている。職員は自己啓発のために法人や長野ブロックから提供された情報の中から必要とする研修などを選び、自分の時間を使い参加している。

### 4) 働きやすい職場づくりへの取組み

法人の第3次長期構想の経営方針の1つとして「働きがいのある職場づくりに努める」ことが掲げられ、職員自ら将来を描くことができるようなキャリアパス制度についても今年度改正されており、それとともに期待される人間像等についても具体的に明示されている。

職員の就業状況や意向・意見などについては目標管理制度に伴う上位者との面談や期末の職員調書などで把握されており、仕事と生活の両立に配慮した働きやすい職場づくりに取り組んでいる。法人として有給休暇や育児休暇取得の促進をしたり、福利厚生のための情報を発信し、また、個別面談の実施などを通じて仕事に対して職員が常に意欲的に臨めるような環境を整えている。法人の「メンタルヘルスケア規定」に沿ったストレスチェックや定期的な健康診断なども行われており心身の健康と安全の確保にも取り組んでいる。

## ◇特に改善する必要があると思う点

### 1) ホームページの有効活用

法人と当事業所としてのホームページがあり、長野ブロック5事業所の現状を知ることができる。また、長野ブロックの広報誌「水内荘グループだより」や保護者向けの「せいかつかいごだより」があり、法人の第3次長期構想や年度の事業計画などが掲載され、当事業所の活動の様子も知ることができる。

現在、当事業所のホームページは就労継続支援B型事業の自主生産品の紹介のみとなっており、事業所の理念や基本方針、提供する福祉サービスの内容等を適切に公開され、また、苦情・相談の内容についても個人情報に留意しながら何らかの形で公開をされることが望まれる。

ホームページを担当する職員の確保も難しいと思われるが、内容を充実することで事業所への理解も更に深まるのではないかとと思われる。

### 2) 災害時等における利用者の安全確保のための取組み

災害に対応する体制が整備されており具体的な行動も想定別に記されており、災害対応マニュアルに沿い定期的な避難訓練を繰り返し実施することで、利用者、職員共に万が一に備えている。また、地元の消防署員の立会いの下、避難誘導、通報・消火訓練などの総合訓練が行われ、事業所内でも職員が中心となり救急救命講習会を開催している。

生活介護の「ほのぼの」は比較的高齢の方が利用されているが、緊急時を想定すると、建物構造上、1階部分の玄関が狭く段差があり、縁側は窓が多く地面との落差もありそのままでは降りられないことが考えられる。賃貸物件であるため容易に手を加えられない状況であるとのことであるが、そうした状況をどのように改善されていくのか、また、どのように誘導し安全に避難させるのが急務ではないかとと思われる。また、就労継続支援B型事業所も含め非常時対策の備蓄として食料品や水などの拡充も更に必要ではないかとと思われる。

## 7 事業評価の結果（詳細）と講評

共通項目の評価対象Ⅰ福祉サービスの基本方針と組織及び評価対象Ⅱ組織の運営管理、Ⅲ適切な福祉サービスの実施（別添1）並びに内容評価項目の評価対象A（別添2）

## 8 利用者調査の結果

長野県福祉サービス第三者評価事業評価結果取扱要領第2条第1項の規定により、有効回答者数が10人未満のため非公開とします。

## 9 第三者評価結果に対する福祉サービス事業者のコメント

（平成29年11月16日記載）

今回、二度目の受審となりますが、初回に受審した当時とは事業所の体制や在り方、職員体制等変わっているなかで、現状の八雲日和を視ていただき今後の事業所の運営等に繋げていきたいと思えます。

結果として、利用者支援やサービスの提供等について高評価をいただいたことは、職員一人ひとりが今後の利用者支援を行っていくうえで自信に繋がったと思えます。また、事業所や長野ブロックの取組みに対しても高評価をいただきましたが、更なる発展に繋げるよう引き続き取り組んでいきたいと思えます。

改善する必要があると指摘された災害時等における安全確保への取り組みについては実際に感じているところであり、早急に対応策等を検討していく必要があると思えます。安全に避難するにはどのような改善が必要か、また災害時に必要な物品や備蓄等は何か検討し非常時に備えていきたいと思えます。

今回の評価結果を基に、職員一人ひとりが更に向上し、利用者支援に活かせるよう日々の業務に励んでいきたいと思えます。